

第2期船橋市

子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度(2020年度)～6年度(2024年度)



概要版



令和2年(2020年)3月
船橋市

子ども・子育て支援事業計画策定の背景は？

第1章

子ども・子育て支援新制度

子どもが安心して健やかに育まれるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくために、子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年(2015年)4月にスタートしました。

本市では、平成27年度(2015年度)から5年間を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子ども・子育て支援施策を推進してきました。その取り組みを更に推進するために、令和2年度(2020年度)から始まる「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

『子ども・子育て支援新制度』の概要

- 幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等への給付(子どものための教育・保育給付)
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

『子ども・子育て支援新制度』における給付・事業

子ども・子育て 支援給付	子どものための現金給付 (児童手当等)	市町村 主体
	子どものための教育・保育給付 (幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等)	
	子育てのための施設等利用給付 (幼稚園における一時預かり事業等)	
	地域子ども・子育て支援事業 (地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業等)	
子ども及び子どもを 養育している者に 必要な支援	仕事・子育て両立支援事業 (企業主導型保育事業等)	国主体

計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定するものです。

また、本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)までの5年間です。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

子ども・子育てを取り巻く状況は？

第2章

人口や出生などの状況



総人口は増加していますが、年少人口(0～14歳)は減少しています。

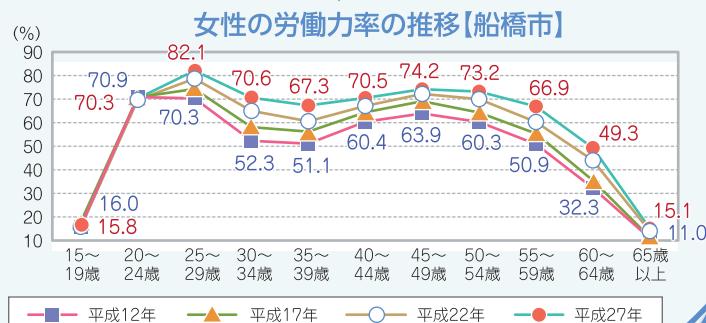
※資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

合計特殊出生率の推移【船橋市・千葉県・全国】



※資料：千葉県 合計特殊出生率の推移市町村別

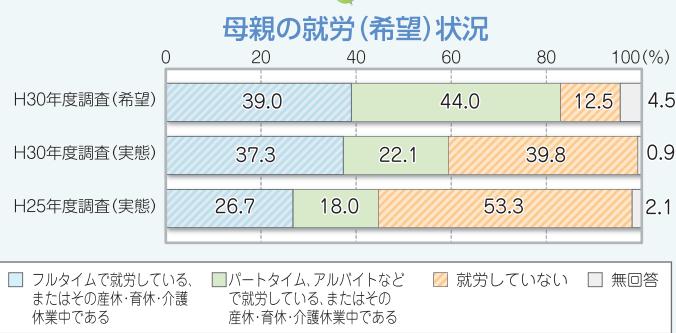
就労や保育需要の状況



女性の労働力率は、25歳以上のいずれの年齢階級も上昇しています。

出産・子育て年齢の30歳代で一旦低下し、再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は、近年少しずつ緩やかになってきています。

※資料：国勢調査



※資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

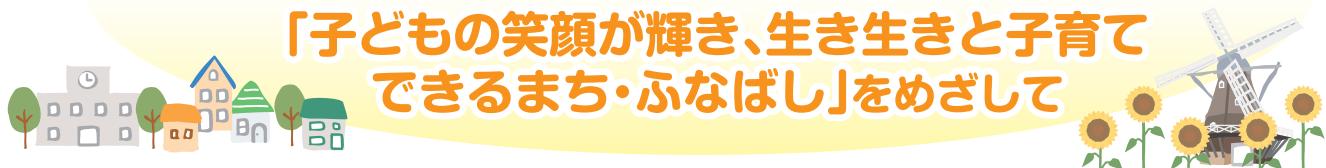
就学前児童を持つ母親の就労状況は、平成25年度(2013年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、就労している割合が増加しています。

計画では何を目指すの？

第3章

計画の基本理念

「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして



地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、
安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、
併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

基本方針と基本施策

基本理念に沿った施策を推進するため、3つの「基本方針」の視点から12の「基本施策」を推進します。

基本方針

1

子ども

次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

2

親・家庭

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てできるまちをめざします。

3

地域・社会

地域や社会を構成する一人ひとりが、子どもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

基本施策

① 乳幼児期の教育・保育の充実

② 子どもの居場所づくり

③ 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

④ 母子保健の充実

⑤ 親子のふれあいの場づくり

⑥ 多様な子育て支援サービスの充実

⑦ 情報提供・相談体制の整備

⑧ ひとり親家庭等の自立支援の推進

⑨ 経済的支援の実施

⑩ 子育てを支援する地域社会づくり

⑪ 児童虐待防止対策の充実

⑫ 仕事と家庭の両立支援の推進

〈個別施策〉放課後児童の安心・安全な居場所づくり
〈横断的施策〉子どもの貧困対策

基本施策 ① 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)や地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業)によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、子どもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

現状から考える課題

- 女性就業率の上昇による保育需要の増加への対応
- 保育所等の待機児童対策



取り組み

- 教育・保育施設等の整備促進
 - 保育士の確保
 - 教育・保育施設等の入所児童の待遇向上
- など

基本施策 ② 子どもの居場所づくり

放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)や放課後子供教室(船っ子教室)等の充実により、小学生が放課後、安心して安全に活動することができる居場所づくりを推進し、子どもの健全な育成を図ります。

現状から考える課題

- 放課後ルームの待機児童対策
- 児童ホームの来館者の減少
- 船っ子教室の利用者の増加への対応



取り組み

- 放課後の居場所づくり
(放課後ルームの整備、船っ子教室の受け入れ体制の確保・活動内容の充実)
- 子どもの遊び場や活動の場づくり
(児童ホームの事業充実・利用促進)

基本施策 ③ 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

発達が気になる子や障害のある子等、特別な配慮を要する子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするために、発達相談や療育施設の充実を図ります。

現状から考える課題

- 子どもの発達に関する相談件数の増加による相談待ちの発生
- 障害児通所支援の利用者の増加への対応
- 入学や進学、卒業等(移行期)における支援の分断

取り組み

- 発達・就学に関する相談体制の充実
 - 療育施設の充実
 - 特別な配慮を要する子どもへの一貫した支援
- など

基本施策 ④ 母子保健の充実

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを生み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで切れ目ない支援を行います。

現状から考える課題

- 出産や育児に伴う産後うつや児童虐待の予防、未然防止
- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期にわたる切れ目ない支援



取り組み

- 妊娠婦の健康診査の推進
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進
- 乳幼児等の健康診査等の推進

など

基本施策 ⑤ 親子のふれあいの場づくり

子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、子育て支援センターと児童ホームの充実を図るとともに、地域の子育て支援を推進します。

現状から考える課題

- 子育て支援センターの周知
- 児童ホームの利用者の減少



取り組み

- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター・児童ホーム）機能の充実
- 地域における子育て支援の推進

基本施策 ⑥ 多様な子育て支援サービスの充実

保護者の子育ての負担を軽減するため、時間外保育（延長保育）、一時預かり、病児・病後児保育等、多様な子育て支援サービスを充実させることにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

現状から考える課題

- 時間外保育事業（延長保育事業）の利用希望への対応
- 病児・病後児保育の周知



取り組み

- 時間外保育、一時預かり、病児・病後児保育等各種事業の充実による子育て環境の整備

基本施策 ⑦ 情報提供・相談体制の整備

子育ての不安や悩みを抱える保護者が、大きな負担感を抱えたまま地域の中で孤立化することができないよう、家庭の状況に応じて、必要な情報を得ることができ、助言や支援を受けられる相談支援体制等の充実を図ります。

現状から考える課題

- 子育てに関する情報のより効果的な周知方法の検討
- 個別の家庭状況に合わせた情報提供のあり方、相談体制のあり方の検討



取り組み

- 利用者支援事業の充実
- 母子健康相談の充実

など

基本施策 ⑧ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。

現状から考える課題

- ひとり親家庭等の抱える幅広い課題への支援
- ひとり親世帯等の子どもに対する学習の支援
- 養育費確保の支援や面会交流に関する情報提供

取り組み

- 相談機能の強化・情報提供の充実
- 子育て・生活支援の充実
- 養育費確保等の推進

など

基本施策 ⑨ 経済的支援の実施

児童手当をはじめとした各種手当の支給や、医療費の助成、保育料の軽減等を図るなど、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、経済的支援を実施します。

現状から考える課題

- 子育てや教育にかかる費用負担の軽減



取り組み

- 児童手当
- 子ども医療費助成
- 子育てのための施設等利用給付(幼稚園(私学助成)、一時預かり事業、認可外保育施設等)

など

基本施策 10 子育てを支援する地域社会づくり

地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもが健やかに育まれることができるように、地域における子育て支援活動を推進します。

現状から考える課題

- 地域における子育て支援
- 子どもや子育てにかかる活動への参加の仕組みづくり



取り組み

- 子育て支援ネットワークの構築
- 地域交流による次世代育成の推進

基本施策 11 児童虐待防止対策の充実

養育の支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待の予防を図るほか、虐待の早期発見・早期対応に努め、迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、児童相談所等、関係機関とより円滑な連携を図ります。

現状から考える課題

- 児童虐待相談件数の増加
- 家庭状況等に応じた支援など、より専門的な対応
- 切れ目なく継続した支援のできる体制づくり

取り組み

- 児童虐待の未然防止策の充実
- 児童虐待相談体制の充実
- 児童相談所の設置検討など

基本施策 12 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事をしながら、家庭において子育てを両立するためには、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。

そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発と、実現のための各種法令・制度等の周知等を行います。

現状から考える課題

- 男性の育児休業取得率の向上
- 仕事と家庭の両立支援にかかる企業の取り組み



取り組み

- 男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

「量の見込み」と「確保方策」

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に向けて、「量の見込み」と「確保方策」を「教育・保育提供区域」ごとに推計し、具体的な目標として定めるものです。

『量の見込み』とは？

これまでの利用状況、利用希望等を踏まえて
算出した需要量の見込み

『確保方策』とは？

量の見込みに対応する今後の提供体制の確
保の内容と実施時期の見込み

『教育・保育提供区域』とは？

市内を5つの「教育・保育提供区域」に分けて、施策を推進します。



※市全体を1区域として推進することが
適切な事業については、市全体を教育・
保育提供区域として設定します。

教育・保育

教育・保育給付のための認定区分

保育所等の利用を希望する場合、「教育・保育給付認定」の申請が必要となります。
「教育・保育給付認定」は、「子どもの年齢」と「保育の必要性の有無」によって区分されます。

1号認定

保育の必要性がない 3~5歳の子ども

利用可能施設

- 幼稚園
(新制度移行)
- 認定こども園



2号認定

保育の必要性がある 3~5歳の子ども

利用可能施設

- 保育所
- 認定こども園



3号認定

保育の必要性がある 0~2歳の子ども

利用可能施設

- 保育所
- 認定こども園
- 地域型保育事業



教育・保育

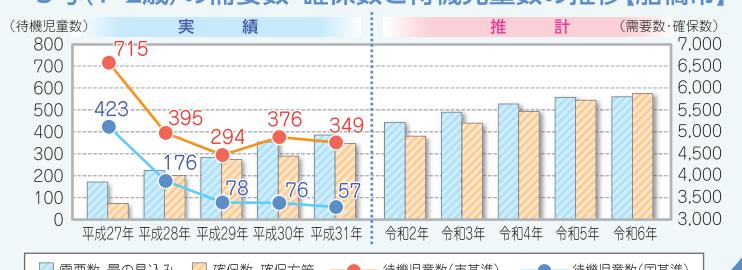
教育・保育給付のための認定区分ごとに、教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)や地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業等)などによって、乳幼児期の教育・保育を提供します。

単位:人

第1期計画 実績		H27(2015)年度	R元(2019)年度
児童数		17,352	16,481
3~5歳	需要数	10,069	8,702
	利用率	58.0%	52.8%
	確保数	12,330	12,061
2号	需要数	5,886	7,187
	利用率	33.9%	43.6%
	確保数	5,635	7,869
児童数		11,168	10,218
1~2歳	需要数	3,856	4,926
	利用率	34.5%	48.2%
	確保数	3,365	4,735
児童数		5,412	4,867
0歳	需要数	748	980
	利用率	13.8%	20.1%
	確保数	915	1,285

第2期計画 推計		R2(2020)年度	R6(2024)年度
推計児童数		16,520	16,582
3~5歳	量の見込み	8,475	7,611
	利用率	51.3%	45.9%
	確保方策	12,201	12,081
2号	量の見込み	7,550	8,473
	利用率	45.7%	51.1%
	確保方策	7,975	8,975
推計児童数		10,228	10,082
1~2歳	量の見込み	5,216	5,797
	利用率	51.0%	57.5%
	確保方策	4,901	5,868
推計児童数		4,863	4,758
0歳	量の見込み	1,041	1,085
	利用率	21.4%	22.8%
	確保方策	1,334	1,534

3号(1・2歳)の需要数・確保数と待機児童数の推移【船橋市】



3号認定子ども(1・2歳)については、量の見込みがさらに増加し、保育所の整備等による確保方策の取り組みが必要です。

地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。

事業	事業の内容	現状値 (実績年度)	R6(2024)年度	
			量の見込み	確保方策
① 利用者支援事業 (基本型・特定型・母子保健型合わせて)	地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	4か所 (H30)	5か所	5か所
② 時間外保育事業 (延長保育事業)	教育・保育施設及び地域型保育事業において、認定された保育利用時間を超えて保育を必要とする子どもに、引き続き保育を実施する。	1,298人 (H30) ※1日当たりの利用児童数(平均)を計上	10,165人 ※年度内に1回でも利用する児童を累計した人数を計上	10,165人
③ 放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム)	保護者が就労等により、放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図る。	5,480人 (R元)	5,988人	6,430人
④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、一定期間、養育・保護を行う。	242人 (H30)	449人	1,620人
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 (ここにちは赤ちゃん事業)	生後60日までの乳児がいる全家庭に妊娠婦・新生児訪問指導員等が訪問し、不安や悩みの相談を受けるとともに、子育て支援情報の提供等を行う。	4,780人 (H30)	4,224人	妊娠婦・新生児訪問指導員等により全戸訪問する体制を確保
⑥ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	22人 (H30)	26人	助産師等による専門的相談支援、訪問員による家事援助を実施する体制を確保
⑦ 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや児童ホームにおいて、遊びの場の提供や子育てのアドバイス、情報提供等を行う。	192,497人 23か所 (H30)	179,779人	23か所
⑧ 一時預かり事業	幼稚園型	199,926人 (H30)	255,986人	255,986人
	幼稚園型以外の合計	38,429人 (H30)	45,181人	50,347人
⑨ 病児保育事業	病状の急変はないものの病気の回復期に至っていない場合や、病気の回復期にある場合に、一時的に子どもを預かる。	1,913人 (H30)	2,166人	6,227人

事業	事業の内容	現状値 (実績年度)	R6(2024)年度	
			量の見込み	確保方策
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	「子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)」と、「子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)」が会員となり、地域での会員相互の援助活動を行う。	3,823人 (H30)	5,136人	5,136人
⑪ 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な出産ができるよう、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施する。	受診票交付者数 4,919人 健康診査回数 60,245回 (H30)	受診票交付者数 4,147人 健康診査回数 51,837回	医療機関及び助産所に委託し実施する体制を確保
⑫ 実費微収に係る補足給付を行う事業	保護者が負担する日用品費、文房具費、行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する。			
⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、事業者からの個別相談に応じるなど支援を行う。			

計画の推進にあたって

第6章

各基本施策の取り組み及び確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を「船橋市子ども・子育て会議」に報告し、公表します。

『子ども・子育て会議』とは？

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「船橋市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援事業計画等について意見聴取を行っています。委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、市民委員等により構成されています。

計画の本編は、市のホームページに掲載しています

船橋市子ども・子育て支援事業計画

検索

第2期船橋市 子ども・子育て支援事業計画 概要版

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市 健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課

電話:047-436-2796 FAX:047-436-2797



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

この冊子は、古紙パルプ配合率60%の再生紙を使用しています。

このマークは、3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自動的に表示しています。